

住宅のリフォーム費用を 補助します！

町内業者の施工による住宅リフォーム及び脱炭素化設備を導入する費用に対して、町内で使える商品券を助成します！



対象要件

- ・町内業者の施工であること。（住宅リフォーム工事のみ）
- ・町税等を完納していること。
- ・過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていない。

交付対象経費

●対象となるリフォーム例 ※50万円未満のリフォームは対象外

住宅の増築・改築、修繕、塗装、給湯配管等設備工事、建具取り換え、換気設備工事、段差解消、手すり設置、窓ガラス交換、断熱改修、電気設備、基礎の補強工事等。

●対象となる脱炭素化設備導入例

太陽光発電システム導入

家庭用蓄電池の導入（単独での導入も可）

その他、上記同様の脱炭素の効果が見られる設備の導入

商品券交付額

- 住宅リフォーム：費用の10%（上限額 15万円）
- 脱炭素化設備：導入費用の5%（上限額 15万円）

申請・交付の手順

交付申請

【工事着工前に申請】

必要な書類・・・①奨励金交付申請書②登記事項証明書③神納証明書④工事見積書(写し)⑤リフォーム前の状況を撮影した写真

交付決定

申請書を審査し交付・不交付を決定します

着工⇒完成

リフォームの着工⇒完成

工事完了報告

【完成後に申請】

必要な書類・・・①工事完了報告書②見積書(写し)③住宅リフォームに係る代金の領収書写し等支払ったことがわかるもの

交付額確定

報告書を審査し奨励金交付の確定をします

商品券の交付

商工会で商品券を受領できます

(商品券はハーモニーカード商店会発行のもので、有効期間は発行から半年)

【問い合わせ先】

清水町役場商工観光課商工観光係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116
E-mail:machi3@town.shimizu.hokkaido.jp

